

別記

整理番号	法令名	宛先
1	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)	都道府県知事・組織整備法政令市市長 殿
2	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則(昭和四十六年八月大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第三号)	
3	ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)	都道府県知事・政令指定都市市長・中核市市長 殿
4	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成十一年十二月総理府令第六十七号)	
5	建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和三十七年法律第百号)	都道府県知事・政令指定都市市長 殿
6	建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則(昭和三十七年八月建設省令第二十二号)	
7	工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)	
8	工業用水法施行規則(昭和三十二年六月通商産業省令第二十二号)	
9	騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)	都道府県知事・市長・特別区区長 殿
10	騒音規制法施行規則(昭和四十六年六月厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第一号)	
11	振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)	
12	振動規制法施行規則(昭和五十一年十一月総理府令第五十八号)	
13	悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)	
14	悪臭防止法施行規則(昭和四十七年五月総理府令第三十九号)	

15	土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)	都道府県知事・土壤汚染対策法政令 市市長 殿
16	土壤汚染対策法施行規則(平成十四年十二月環境省令第二十九号)	
17	汚染土壤処理業に関する省令(平成二十一年十月環境省令第十号)	
18	土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令(平成十四年十一月環境省令第二十三号)	
19	水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)	都道府県知事・水質汚濁防止法政令市 市長 殿
20	水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年六月総理府・通商産業省令第二号)	
21	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)	
22	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則(平成六年五月総理府令第二十五号)	
23	大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)	都道府県知事・大気汚染防止法政令市 市長 殿
24	大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年六月厚生省・通商産業省令第一号)	
25	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成十五年三月農林水産省・環境省令第五号)	都道府県知事 殿
26	農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令(昭和四十六年七月総理府・農林省令第二号)	
27	農薬取締法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年十月農林水産省・環境省令第五号)	

28	瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)	府県知事・政令市市長 殿
29	瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則(昭和四十八年十月総理府令第六十一号)	
30	湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)	都道府県知事・湖沼水質保全特別措置法政令市市長 殿
31	湖沼水質保全特別措置法施行規則(昭和六十年三月総理府令第七号)	